

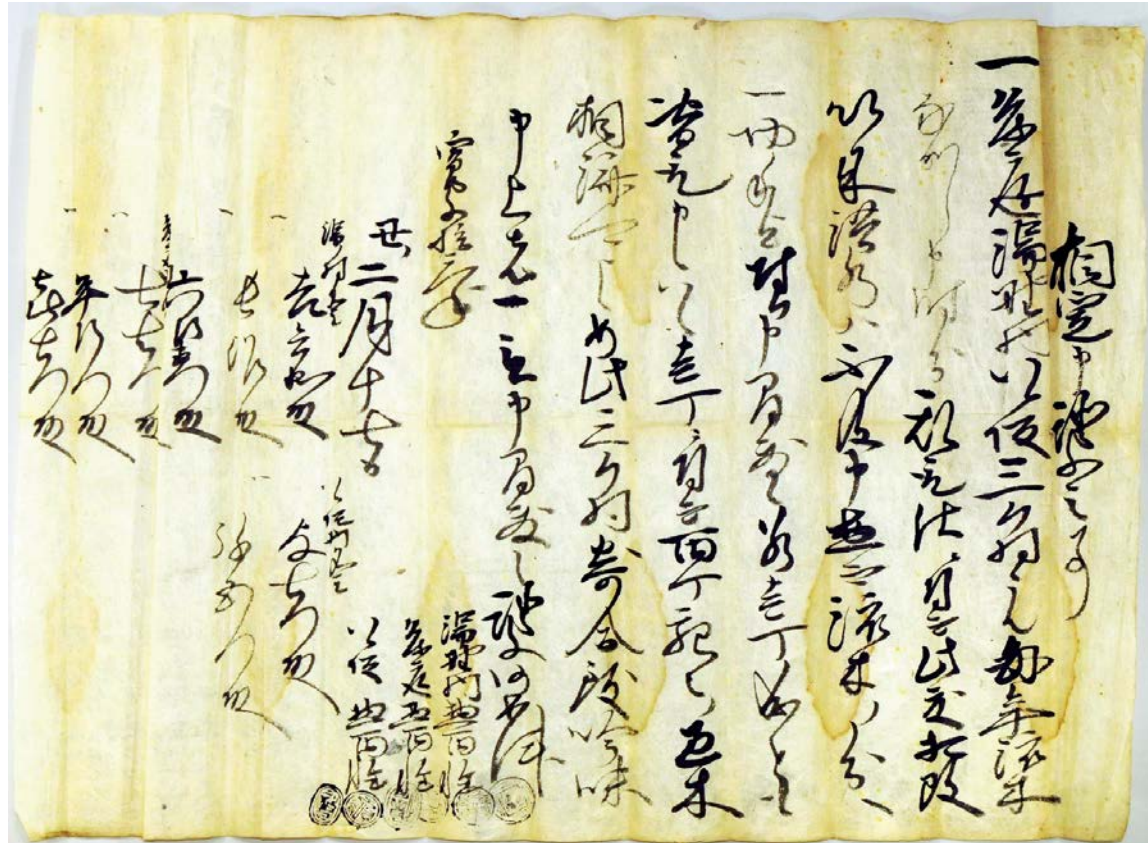
ふくしまの森林文化調査カード

No.29

県 HP公開の可否 (可 ・ 否)

区分	1. 森づくり 4. 森と暮らし	2. 森の恵み 5. 森の文化財	3. 森と技 6. 森の風景
分野(ふりがな)	(分野) 証文	(ふりがな) しょうもん	
地域独特の呼び方	—		—
タイトル	相定申證文之事 旧茂庭村文書262号		
伝承地域	—		
由来(年代)	1673(寛文13)年2月17日、茂庭(福島市飯坂町茂庭)・湯野(同飯坂町茂庭)・飯坂(同飯坂町)の3カ村の惣百姓が各村の名主に対して流木に関する取り決めの証文を提出したものを。		
内容	摺上川などで木を流した際に途中で盗み取ることを禁じ、これは洪水の時でも例外ではなく、もし窃盗に及んだ場合は、1本につき100本の木を弁償するように3カ村で相談して取り決めた。茂庭村で伐採された木材は自然の傾斜を利用した「しら」という方法により摺上川に設けられた貯木場へ運ばれ、ある程度の量が貯まると堰止めていた貯木場の木組みを崩し、その水の勢いで摺上川を流し下した木は西根下堰の取入れ口近くで一旦陸揚げされた。その後西根下堰や西根上堰を用いて川下の桑折(伊達郡桑折町)・藤田(同国見町藤田)方面へ流し、最終的に阿武隈川を下していった。		
大きさ・材質	(大きさ) —	(材質) —	
見頃	—		
交通アクセス	市内バス: 福島駅東口～市内循環バス～「文化センター入口」下車 徒歩5分		
文化財等の指定状況	—		
問い合わせ先	福島県歴史資料館(Tel:024-534-9193)		

キーワード



相定申證文之事 旧茂庭村文書262号